

駐車監視員活動ガイドライン

【代々木 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道20号	甲州街道	初台1-48先	笹塚1-64先	7-22	
2	都道431号	水道道路	本町2-1先付近	笹塚3-29先付近	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道	山手通り	富ヶ谷2-21先	本町3-33先	7-22	
2	区道	航研通り~大山通り	富ヶ谷2-20先~三角橋~大山町18番先大山交差点		8-22	
3	都道(表参道通り)	放射23号線	神南2-1先	神南2-3先代々木公園交番前交差点	7-22	
4	区道	補助53号線	代々木3-27先	代々木神園町2先	7-22	
5	区道	補助55号	神南2-2先NHKセンター下交差点	神南2-1先岸記念体育館前交差点	7-22	
6	区道	補助59号線	代々木3-1先	代々木3-37先	7-22	
7	都道431号	中野通り	幡ヶ谷3-81先	幡ヶ谷1-13先	7-22	
8	都道	方南通り	本町3-9先	本町4-22先	7-22	
9	都道	井の頭通り	上原3-17先大山交差点~神南2-3先代々木公園交番前交差点~神南2-2先NHKセンター下交差点		7-22	
10	区道	補助24号	神南2-1先岸記念体育館前交差点	神南2-1先五輪橋	7-22	
11	区道	仲通り商店街	上原2-48先上原3丁目交差点	上原3-22先上原2西交差点	7-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(甲州街道)周辺	7-22	
2	京王線笹塚駅周辺	7-22	
3	京王線幡ヶ谷駅周辺	7-22	
4	京王線初台駅周辺	7-22	
5	小田急線代々木上原駅周辺	7-22	
6	小田急線代々木八幡駅周辺	7-22	
7	小田急線参宮橋駅周辺	7-22	

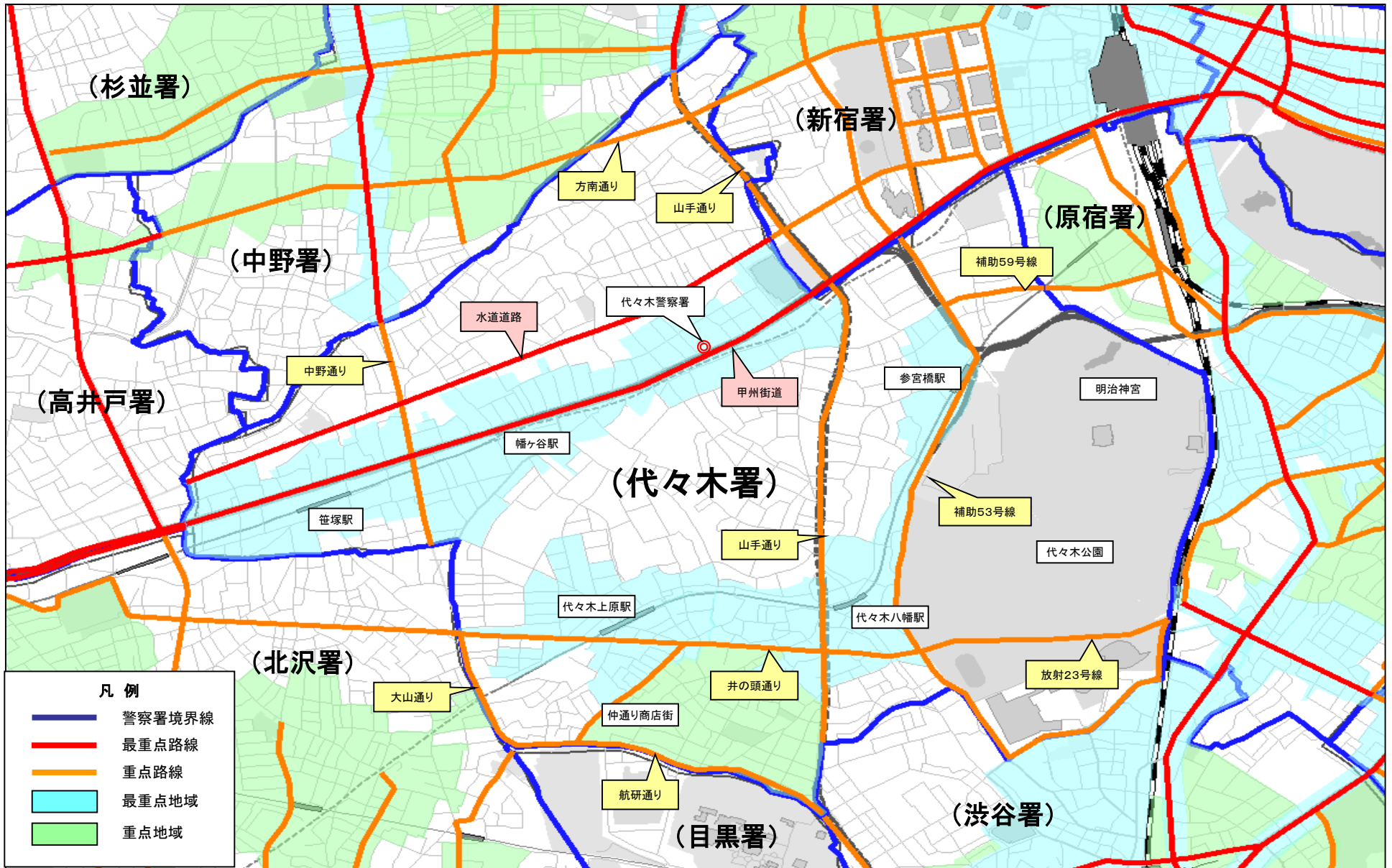
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	上原2丁目、富ヶ谷2丁目地区	7-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	京王線笹塚駅周辺	7-21	
2	京王線幡ヶ谷駅周辺	7-21	
3	京王線初台駅周辺	7-21	

代々木警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。